

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 26 年 2 月 28 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート追分店 草津市追分町水田 1236 番地
- 2 意見の概要 草津市からの意見  
当該箇所は近隣住民のほか学生の通行量が多いため事故が起こらないよう十分に安全確保に努めること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1-1  
草津市産業振興部商業観光課 草津市草津三丁目 13 番 30 号
  - (2) 縦覧期間 平成 26 年 2 月 28 日から平成 26 年 3 月 28 日まで